明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令（**厚生労働**一）　一
○家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**一）　二

〔告　示〕
○地方分権改革推進計画の要旨を公表する件（**内閣府**一）　二
○戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件（**法務**二～五）　三
○除籍が滅失した件（**同**六）　四
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（**同**七）　五
○円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**一三）　六
○円借款の供与に関する日本国政府とパプアニューギニア政府との間の書簡の交換に関する件（**同**一四）　六
○保安林の指定施業要件を変更する件（**農林水産**六六～七二）　六
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**四）　六
○水路測量の実施に関する件（**海上保安庁**九）　六
○道路に関する件（**関東地方整備局**一、二）　六
○都市計画に関する件（**中国地方整備局**一）　六
○道路に関する件（**九州地方整備局**一）　六

〔国会事項〕
内閣　国家公務員制度改革推進本部事務局　七

〔人事異動〕
最高裁判所　七

〔叙位・叙勲〕
司法修習生の修習を終えた者（最高裁判所）　八

〔皇室事項〕
閣議決定等事項　八

〔官庁報告〕
法　務　八

〔資　料〕
諸事項　一三

〔公　告〕
官庁　一三
財団、土地家屋調査士懲戒処分関係　一三
裁判所　一三
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一三
地方公共団体　一三
公債抽せん（東京都区）関係　一三
会社その他　一三

省　令

○厚生労働省令第一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第三項、第四条第九項及び第十項並びに別表第二十七号の規定に基づき、厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年一月六日

厚生労働大臣　長妻　昭

厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部を改正する省令

厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第六条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（伝統的建造物を利用した旅館営業施設の構造設備に関する基準の特例）

第六条　地方公共団体が、その設定する法第二条第一項に規定する構造改革特別区域内における旅館営業（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第三項に規定する旅館営業をいう。）の施設（以下「旅館営業施設」という。）が、次の各号に掲げる要件を満たしていることを認めて法第四条第八項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、旅館業法施行令（昭和三十二年政令第百五十二号）第二条に規定する厚生労働省令で定める施設は、旅館業法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十八号）第五条第一項に規定する施設のほか、当該認定に係る旅館営業施設とし、旅館業法施行令第二条に規定する厚生労働省令で定める特例は、旅館業法施行規則第五条第二項及び第三項に規定するもののほか、旅館業法施行令第一条第二項第四号に定める基準について、当該認定に係る旅館営業施設に対して適用しないこととすることができる。

一　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百四十四条第一項の規定に基づき文部科学大臣に選定された重要伝統的建造物群保存地区内に在ること。

二　文化財保護法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物等（次号において「伝統的建造物」という。）であること。

三　伝統的建造物としての特性を維持するため、旅館業法施行令第一条第二項第四号に規定する宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備（次号において「玄関帳場等」という。）を設けることが困難であること。

四　玄関帳場等に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置が講じられていること。

五　事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制が整備されていること。

別表第三中「（第六条関係）」を「（第七条関係）」に改め、同表に次のように加える。

六	伝統的建造物を利用した宿泊事業	第六条

附　則

この省令は、公布の日から施行する。